令和８年度盛岡市冬季着地型旅行商品造成支援業務委託に係る公募型プロポーザル
質問に対する回答

	質問内容	回答
1	当事業は、盛岡市外からの来訪者を対象とする旅行商品造成と認識しているが、市内居住者の申し込みも妨げないものとして良いか。	本事業は主として市外からの来訪者及び宿泊客を対象とした着地型旅行商品の造成・販売を想定していますが、市内居住者の申込みを妨げるものではありません。 ただし、商品造成及び販売に当たっては、宿泊客の利用や市内周遊の促進、宿泊需要の喚起につながる内容となるよう企画するものとします。
2	「盛岡市内及び周辺地域の観光資源・冬の魅力（食、冬季アクティビティ、地域文化・暮らし、自然・景観など）を活用した着地型旅行商品」の「周辺地域」が指す具体的な範囲の指定はあるか。	仕様書中の盛岡市内発着とする日帰りを基本とし、半日又は数時間程度の内容という要件を満たす場合には、「周辺地域」について特定の市町村等を指定するものではありません。
3	本業務で造成する「着地型旅行商品」について、交通手段の手配や複数施設の周遊を伴なう募集型企画旅行だけでなく、単一施設・単一事業者で提供する文化体験、食体験、ものづくり体験等も対象となるとの理解でよいか。	交通手段の手配や複数施設の周遊を伴う旅行商品に限定するものではありません。 単一施設又は単一事業者が提供する文化体験、食体験、ものづくり体験等についても、「旅行者が現地で参加し、地域ならではの観光資源や文化、暮らし等を体験できる商品」であり、その他仕様書に定めのある要件を満たす場合には対象となります。
4	「事業期間を通じて、施設休業日、気象条件その他やむを得ない事由による場合を除き、毎日、利用者の申込みに応じて実施可能な商品」についても、最少催行人数を事前に設定し人数を満たした場合に催行する方式も認められるか。	認められます。 仕様書で求める「利用者の申込みに応じて実施可能な商品」とは、旅行者が継続的に申込みできる状態を想定しているものであり、最少催行人数の設定を妨げるものではありません。 ただし、旅行者の参加機会を過度に制限しない範囲で設定することを想定しています。

令和８年度盛岡市冬季着地型旅行商品造成支援業務委託に係る公募型プロポーザル
質問に対する回答

	質問内容	回答
5	外国語による案内又はコミュニケーションに対応可能なスタッフ、ガイド等を活用する要件について、外国語対応可能なスタッフの現地常駐が必須であるか。また、外国語による説明資料や動画を整備することによって足りる場合は要件を満たすか。	外国語対応可能なスタッフ又はガイドの現地常駐を必須とするものではありません。 仕様書で求める「外国語による案内又はコミュニケーションに対応可能」とは、外国人旅行者が商品内容を理解し参加できる体制を想定するものです。 そのため、 外国語対応可能なスタッフ又はガイドによる案内、外国語による資料の提供、外国語による問い合わせ対応等を総合的に判断し、外国人旅行者が支障なく参加可能な体制であることを求めます。 なお、外国語資料や動画のみで対応する場合については、コミュニケーション対応の有無も含め、提案内容により判断します。
6	「本業務による旅行商品の販売収入は委託料から差し引くものとする」とあるが、差し引く対象は旅行者が支払う旅行商品販売代金の総額であるか。もしくは、体験提供事業者への支払費用、販売手数料等を控除した、受託事業者の実質的な販売収入を指すものか。	仕様書における「本業務による旅行商品の販売収入」とは、旅行者が支払う旅行商品販売代金の総額です。